

蒲郡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の規定の例による。

(対象区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域（以下「対象区域」という。）並びに対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない区域	100分の5以上	100分の10以上

2 対象区域における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(特定工場の敷地が他の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域（以下「その他区域」という。）にわたる場合において、当該特定工場の敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、対象区域の敷地割合が高いときは、当該特定工場の敷地の全部についてこの条例の規定を適用し、その他区域の敷地割合が高いときは、当該特定工場の敷地の全部につ

いてこの条例の規定を適用しない。

(環境活動計画書の作成等)

第5条 法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出が義務付けられている者が、第3条第1項の規定により緑地面積率又は環境施設面積率を法準則で定める割合よりも低い割合で緑地又は環境施設を整備するときは、環境保全に寄与する取組を実施するよう努めなければならない。

2 前項の規定に該当する者は、同項に規定する取組を実施するための計画書(以下「環境活動計画書」という。)を作成し、法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出(法第6条第1項第2号又は第6号に規定する事項に係る変更によるものを除く。)と同時に、これを市長に提出しなければならない。ただし、既に環境活動計画書を提出したことがあるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定に該当する者が環境活動計画書を作成するに当たっての指針を定めるものとする。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(昭和49年6月28日以前に設置された特定工場等に係る面積の算定)

第7条 昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている特定工場が対象区域の範囲内に存する場合であって、当該特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ法準則備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(蒲郡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

- 2 蒲郡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年蒲郡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成19年法律第40号」の次に「。以下「地域未来投資促進法」という。」を加え、「工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)」を「蒲郡市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(令和2年蒲郡市条例第 号)」に改める。

第2条中「工場立地法」を「工場立地法(昭和34年法律第24号)」に改める。

第3条を次のように改める。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域(以下「適用区域」という。)は、地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として市長が指定する蒲郡市浜町における区域とする。

2 適用区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上の割合とする。

3 適用区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)の算定において、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

第4条の見出し中「既存工場等」を「昭和49年6月28日以前に設置された特定工場等」に改め、同条第1項中「次項に定める場合を除き、」を削り、

「工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が前条の表における丙種区域の」を「特定工場が適用」

に、「当該既存工場等」を「当該特定工場」に改め、「。以下同じ」を削り、

「同条の表の各欄に定める割合」を「前条第2項又は第3項の規定」に、「次

に掲げる式によって行うものと」を「工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法準則備考第1項第2号中「0. 2」とあるのは「0. 05」と、同項第3号中「0. 25」とあるのは「0. 05」と、法準則備考第3項第1号中「0. 2」とあるのは「0. 05」と、同項第2号中「0. 25」とあるのは「0. 05」と読み替えるものとする。

第4条第1項各号を削り、同条第2項を削る。